

会津若松市監査委員交際費の公表に関する要綱

(令和8年2月18日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松市監査委員交際費支給基準に基づく会津若松市監査委員（以下「監査委員」という。）の支出に係る情報の公表に関し、監査運営の一層の透明化を図り、市民の監査運営に対する理解と信頼を得るため、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出先・内容等
- (4) 支出金額
- (5) 累計額
- (6) 件数

2 前項の規定にかかわらず、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により、個人情報保護の観点から特別の配慮が必要と認められる場合は、個人名は公表しないものとする。

(支出区分)

第3条 前条に規定する支出区分は、会津若松市監査委員交際費支給基準によるものとする。

(公表の時期)

第4条 交際費の公表は、交際費支出簿（別記様式。次条において「支出簿」という。）により月毎に区分整理し、当月分を翌月の10日（その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日以後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）までに行うものとする。

(公表の方法)

第5条 交際費の公表方法は、市のホームページの交際費執行状況欄に更新掲載するとともに、監査事務局備え付けの支出簿を閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の閲覧は、会津若松市情報公開条例（平成15年会津若松市条例第1号）第6条の規定による開示請求の手続は要しないものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に支出する交際費から適用する。

(この要綱の失効)

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式 (第4条関係)

交際費支出状況 (年 月分)

支出年月日	支出区分	支出先・内容等	支出金額 (円)

累計 (年度)

区分	累計額 (円)	件数